

介護支援専門員証 更新交付のご案内

※令和9年度に予定されている制度改定は反映していません。

★重要★研修修了だけでは更新されません。別途「介護支援専門員証更新交付申請」が必要です。
手続きを行わない場合、介護支援専門員証有効期限満了後は介護支援専門員の業務に従事できなくなります。

更新申請書類提出期限：有効期限満了日の1か月前（有効期限満了日の1年前から受付可能）

交付までの目安：申請から約2週間～1か月

提出書類

- ☐ 介護支援専門員証更新交付申請書（第11号様式）
- ☐ 福島県収入証紙2,200円分（申請書に貼付。収入印紙ではありません）
- ☐ 写真1枚
（3cm×2.4cm、6か月以内撮影、無帽・正面・上半身・無背景。裏面に氏名・介護支援専門員登録番号を記載）
- ☐ 本人確認書類（本人確認書類貼付台紙に貼付。下段参照）
- ☐ 介護支援専門員専門研修Ⅱ修了証明書の写し
- ☐ （現在の介護支援専門員証の研修区分が A、D、E の方のみ）介護支援専門員専門研修Ⅰ修了証明書の写し
- ☐ 現在の介護支援専門員証
紛失している場合は「介護支援専門員証再交付申請書（第10号様式）」を提出
（専門員証の更新交付申請と同時に提出の場合には収入証紙貼付と写真添付は不要）

本人確認書類

個人番号確認書類および身元確認書類の2種類それぞれ1点が必要です。

詳細は本人確認書類貼付台紙にも記載されています。

- ☐ 個人番号確認書類
個人番号（マイナンバー）カードの写し（個人番号表示面）、通知カードの写し、個人番号記載の住民票
- ☐ 身元確認書類
個人番号（マイナンバー）カードの写し（顔写真表示面）、運転免許証の写し、パスポート等

住所・氏名に変更がある方

更新交付申請書類と一緒に提出。

更新交付申請手続きのタイミングが未到来の場合は単独で速やかに介護支援専門員登録事項変更申請を行ってください。

- ☐ 介護支援専門員登録事項変更届出書（第3号様式）
- ☐ 介護支援専門員証の写し
- ☐ （住所変更の場合）住民票（交付から6ヶ月以内）
- ☐ （氏名変更の場合）戸籍抄本（交付から6ヶ月以内）
- ☐ （氏名変更の場合）介護支援専門員証
- ☐ （氏名変更の場合 更新交付申請と同時にを行う場合は不要）
介護支援専門員証書換え交付申請書（第8号様式）およびその添付書類

提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県 高齢福祉課 ケアマネ担当 宛（簡易書留）

様式掲載先

福島県ホームページ「令和8年度 専門研修2」ページに掲載

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/r4senmon2.html>

（ 福島県 専門研修2 🔍 検索）

お問い合わせ先

福島県高齢福祉課 E-mail : kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

①氏名②登録番号③受講研修名④質問内容を簡潔に記載してください。